

サリン、オウム真理教について 一三〇三三

茂木委員 次に、サリンに関する特別立法のほうについてちょっとお伺いしたいと思うのですが、警察庁のほうで現在再発防止に向けてこの特別立法を御検討中ということで、この委員会の方でも議論がなされているところでございます。先般衆議院を通過いたしました化学兵器禁止法あるいは現行刑法との関係、相違点について、まず簡単にお伺いしたいと思います。

そもそもこのサリンというものは、私もよく存じ上げないのですが、いろいろ聞いてみますと、人を殺傷する以外に用途がない、このように考えられるものでございまして、当然法律によって取り締まられるべきものである、このように考えておるわけですが、化学兵器禁止法で対処することはできないものなのか。この二つの法を考えてみまして、概念的に競合しないものか。それから、現行刑法に照らして特別立法の整合性あるいは刑の均衡、これらにつきましてどのようなお考えか、まずお伺いしたいと思います。

篠原政府参考人 お答えいたします。

まず、先般国会におきまして御審議いただいたと承知しております化学兵器禁止法についてでございますけれども、この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約、いわゆる化学兵器禁止条約を実施するための法律ということでございます。このような観点から、化学兵器禁止法におきましては、化

学兵器の製造、使用を禁止するとともに、その原材料、サリンというのはその原材料になるわけでございますけれども、これらの物資につきまして製造、使用を許可制に係らしめるということでございます。したがって、いわゆる一般の行政的規則の罰則という色彩を持つておるものでございます。

現在警察庁において検討を進めております法律につきましては、このサリン自体の持つ非常な危険性あるいは身体に及ぼす被害というもの、これを防止をするということを目的といたしまして、この観点から、サリンの発散、製造、所持等を原則的に禁止をして、またそれらの原材料を購入するような、あるいはそれを手助けするような予備行為も含めて処罰するほかに、被害発生やそのおそれがある場合におきまして警察官の迅速な措置について規定するなどの、公共の安全という観点からの立法を検討をしているところでございます。

化学兵器禁止法におきましても無許可使用罪あるいは無許可製造罪というものがございまして、これにつきましては、現在警察庁において検討している法律についても、多くの場合これらの点についてダブる場合があるかと思っておりますけれども、これらの罪につきましては相互にその観点を異にするということで、いわゆる観念的競合ということで併存し得るものであるというふうに考えております。また、このような関係につきましては、ほかの立法例についてもあるところでございます。

また、刑法との関係につきましては、私どもの方は、この特別立

法につきましては化学兵器禁止法との平仄というものを、法定刑とのバランス、いわゆるサリンの発散は化学兵器の使用とそれ自体同じ効果を持つものではないかということでのバランスを考慮しておるところでございますけれども、一方刑法との関係におきましても、例えば人を死に至らしめるといったような場合につきましては、これは刑法の殺人罪で処断されるべきであろうということを考えて、私どものほうは公共の危険という面の発散の罪においてとどまっておるといってございまして、現行刑法とのバランスについては失っていないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

茂木委員 最後になると思うのですが、連日のマスコミ報道等を見ていますと、確かにオウム真理教、宗教法人といいますが大変特殊な、例外的なケースであると思うのですが、やはりここで宗教団体における人権それから信教の自由についてどうしてもお伺いしておきたいと思うわけです。

信教の自由、宗教の自由、これは当然憲法で保障されているわけですが、事今回のオウム真理教の一件に関しましては、信者に対して家族は大変な心配を寄せている場合であっても、教団側は本人の意志である、こう言い続けまして、当の本人は密室に閉じ込められたり薬漬けにされたり、意思表示すらできない状態で保護されているケースもあつたわけでございます。これは明らかに刑法第二百二十条に定めるところによります逮捕監禁罪に当たると思わ

れますが、どのようにお考えであられるか。

また、きょうは文化庁のほうからもお越しいただいていると思いますが、オウム真理教に関しましては、信者が子供たちの就学義務を怠っていたり、ほかにも武器の製造を疑われたり、教団内部よりそれによつて逮捕者を出す。こういう、およそ宗教団体としては理解できない、常識を超えた活動を行っていた、そういうわけでありますが、教団内部ではいわばこれが治外法権のような形で、このように宗教法人を隠れみのにしたり、余りにも逸脱した団体につきましては、未然に厳しく指導していく必要が今後あるのではないか、このように考えているわけですが、いかがでしょうか。

最近では、宗教法人法の見直しですとか、宗教法人審議会を持つて宗教法人そのものを見直していく、こういうことも提案されているようにございますが、このあたりの見通し等々につきまして、御説明、お考えを伺いたいと思います。

中根政府参考人 お答えいたします。

前段の、宗教法人がかかわっているという犯罪行為等が行われているということであれば、それについては所定の法律によつて処罰等を受けるのは、これは当然だといふふうに思つてございます。ただ、制度論につきましては、宗教法人に関する制度をどうするかということにつきましては、今回の事件に関連するものも含めまして種々議論があるというふうに私も承知しているところでございます。

そもそも宗教法人法の制定につきましては、憲法で保障された信

「教の自由の原則のもとに制定されたものでございます。」